

協同労働の協同組合がめざすもの

――「協同労働の協同組合」のアイデンティティ宣言――
労働者協同組合新原則・検討委員会（案）

私たちがつくる協同組合（協同労働の協同組合の定義）

私たちは、人間らしく生き、働き、地域と社会をより良くすることを願って、「協同労働の協同組合」を共に作りあげる。協同労働の協同組合とは、働く人びと・市民が出資して事業をおこし、共同所有と民主的運営、協同労働を通じて、人と地域に役立つ仕事を発展させる協同組合である。

私たちがめざすもの（協同労働の協同組合の使命）

《人間と労働が大切にされる社会の確立》

私たちは、人のいのちとくらしが大切にされ、自分の人生を自ら切り開いていくことが尊重される社会の実現を願って、すべての人が尊厳ある労働と公正な報酬を得られるよう、事業と活動を発展させる。

《協同労働を通じた“よい仕事”の実現》

私たちは、働く人びと同士の間で協同と学び合い、利用する人との共感・協同と、地域における人と人との協同が相互につながりあう「協同労働」を通じて、生命・生活・人生と、コミュニティの再生に役立つ“よい仕事”を不断に追求し、実現する。

《働く人びと・市民が主人公となった新しい事業体の形成》

私たちはそのために、「働く人びと・市民が主人公となって、よい仕事を目的とし、そのために経営をしっかりと進め、コミュニティに貢献する」新しい事業体をつくりだし、発展させる。

《すべての人びとが協同し共生する「新しい福祉社会」の創造》

私たちは、そうした新しい働き方と事業・活動を通じて、すべての人が協同し共生し、福祉・環境・人権・平和が大切にされる地域コミュニティと日本社会、人類社会を創造する人びとの大きな歴史の歩みに参加する。

私たちの活動の基本（協同労働の協同組合の原則）

第1原則 《働く者・市民が主体的に仕事をおこし、“よい仕事”を発展させる（仕事おこしと“よい仕事”の原則）

- 1) 私たちは、人と地域が必要とする仕事をみんなで見つけ出し、一人ひとりの能力や希望と結んで事業を計画し、自らの出資をはじめ、地域の人びとや公的セクターの協力も含めて、必要な資金を自分たちで集め、事業をおこし、仕事を拡大して、経営を発展させる。
- 2) 組合員の話し合いと学び合いのなかで、労働と労働、労働と生活、労働と地域のつながりを見通し、思いやりを持ち、人としての総合的な能力を高める。「よい仕事」の目標と基準、その進め方を共有する。仕事を記録し、結果を自から評価し、あるいは組織的に評価して、その改善を検討する。そして、利用者や地域の人びととのコミュニケーションを通じて、その必要と願いを汲み取り、積極的な提案を行ない、協力も得ながら、“よい仕事”を発展させ、信頼できるパートナーに成長する。

第2原則 《すべての組合員が経営に参画し、働く者・市民の事業体を発展させる（「全組合員経営」と剰余金配分の原則）

私たちは、「全組合員経営」を民主的な協同組合運営の基本にすえて、全員が出資し、組合の基本的な方針を定め、経営に参画する。

- 1) 協同労働の協同組合で働く者は、雇用労働者でなく、組合員＝協同労働者となり、逆に組合員はそこで働くことを基本とし、「出資・経営・労働」を一体として進める。
総会・総代会において年間の事業計画と予算などを、出資口数にかかわらず「一人一票」の原則に基づいて決定する。日常的にも、よい仕事の実行や、地域への働きかけと仕事拡大、経営の健全な維持と発展に参画して、事業の成果を組合員の意志によって配分し、事業のリスクもみんなで分かち合う。
- 2) 協同組合の役員やリーダーを、基本的に組合員の中から選出し、その任務の実行に協力する。選ばれた役員やリーダーは、組合員の付託に応えて、経営と組織の現状を的確につかみ、組合員に情報を提供し、方針を提起し、話し合いと学び合い、組合員の活動を促進して、「全組合員経営」を発展させる。
- 3) 事業に必要な資本を、自分たちで準備し、経営指標に従って健全経営をつらぬき、資金を積み立てて、協同組合を発展させる。
事業高の一定割合を、協同組合の存続・発展のために積み立てる。期末に剰余金が出た場合には、その一部を組合員の労働に応じて分配する。出資に対して分配する

私たちは、組合員自治を高めて単位協同組合・単位事業所を自立的に發展させるとともに、地域的・全国的に協同し連帯する。すなわち、働く人びと・市民による多様な事業分野の連合を形成し、個々の事業所ではなしえないさまざまな協同の活動を進め、公共部門や民間企業部門、市民社会の他の諸組織に対して、協同労働の協同組合を統一的に代表し、働きかける。

第6原則 《すべての働く人びと・市民と共に「非営利・協同セクター」を形成する（非営利・協同セクター形成の原則）》

私たちは、協同組合運動・市民運動・労働運動など、すべての働く人びと・市民の運動と大きく連帯して、「非営利・協同セクター」「社会的経済セクター」を形成・強化して、「人間のための経済」の実現に貢献する。

- 1) 各種の協同組合との間に、「協同労働」の立場から提携を深めて、相互の發展を図る。同時に、生活者と働く人びとの双方の協同がコミュニティの發展のために結び合う「複合協同組合」を前進させ、協同組合運動の21世紀的なあり方をつくりだす。
- 2) 各種の市民活動組織や、中小企業、商店街、医療・保健・福祉・自立支援などに取り組む人びとや専門家、および大学や研究機関との間に、地域ネットワークを広げ、事業と活動を通じて地域の課題の解決に取り組む。
- 3) 失業やリストラに直面した労働者、仕事を求めるすべての人びとと連帯し、労働組合などと協同して、働く権利と公正な労働評価基準の再構築と労働の主体性と社会性の拡大、ならびに労働の尊厳の確立のために活動する。さらに「仕事をおこす権利」「よい仕事をする権利」を新たな市民権に高める。

第7原則 《人類的な危機に抗して、民衆のグローバルな連帯の活動に取り組む（人類的な連帯の原則）》

私たちは、戦争と暴力、地球環境破壊、巨大多国籍企業と少数の豊かな国による資源の略奪、貧富の格差の拡大、カネの支配や孤立と競争がもたらす人間性の喪失に対して、グローバルな民衆の連帯をつくりだす。

- 1) つねに全地球的な視野と問題関心を持ち続け、情報ネットワークを活用して、グローバルな市民運動に参加する。
- 2) 大量失業と人間の排除をもたらす「資本のグローバル化」に対し、「協同労働」を核とする「社会的経済」の世界的な發展を土台に、すべての人びとが協同し共生する「民衆のグローバル化」をめざして、アジアと世界の民衆と共に歩み続ける。